

2026 年 7 月 7 日 全 10 頁

パリ協定 6 条の運用本格化が JCM クレジット に与える影響

国連報告・審査による信頼性向上と、クレジット確保の不確実性

金融調査部 主任研究員 依田 宏樹

[要約]

- パリ協定 6 条の実施ルール具体化により、排出削減・吸収の成果（緩和成果）の国際移転の枠組みが動き始めている。同条 2 項の下、緩和成果を ITMOs（国際的に移転される緩和成果）として移転・使用するには、相手国政府の承認が必要となる。承認された緩和成果には、初回移転時に二重計上を回避するための相当調整が適用され、国連報告・審査を通じて透明性が確保される。これらが ITMOs の信頼性を支えている。
- 相手国政府の承認を通じて、ITMOs の用途や有効期間等の条件が明確化される。これにより、使用に関する予見可能性は高まる一方、承認範囲内での使用が基本となるため、用途変更や利用時期の調整といった柔軟な運用は一定程度制約される。
- また、ITMOs の供給は相手国政府の承認に依存し、相手国の NDC（国が決定する貢献）達成見通しや政策判断のほか、承認手続や国連報告・審査を含む実施体制の整備状況にも左右される。このため、ITMOs の供給には不確実性が残る。
- JCM クレジットは、6 条 2 項への適合により国際的な信頼性が高まる一方、相手国政府の承認方針や制度整備状況により確保時期・量には不確実性が残る。このため、企業には取得時期・量に幅を見込んだ投資・調達判断が求められる。

はじめに

二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）は、日本の政府や企業が相手国¹において脱炭素技術等の普及・実施に協力することで実現した温室効果ガス（GHG）の排出削減・吸収の成果を、両国間で配分する仕組みである。2013 年の制度開始以降、日本政府が主導する二国間の枠組みとして運用されてきた。近年、パリ協定 6 条の実施ルール具体化を受け、

¹ 本稿では、JCM の文脈で「パートナー国」と呼ばれる国、およびパリ協定 6 条 2 項の文脈で「ホスト国」と呼ばれる国を、原則として「相手国」と表記する。

JCM も同条の枠組みのもと、国際的な報告・審査等で運用される制度へと変化しつつある。これは、JCM クレジットの信頼性を高める一方で、その確保・活用のあり方にも影響を及ぼすため、企業にはこうした制度の変化を踏まえた案件形成や調達・活用判断が求められる。

本稿では、1 章でパリ協定 6 条、とりわけ 6 条 2 項の枠組みを概観した上で、その特徴を、信頼性の向上 (2 章)、使用面の制約 (3 章)、供給の不確実性 (4 章) の各面から整理する。5 章では、こうした 6 条 2 項の枠組みと制度的特徴が JCM の制度運用や JCM クレジットの取扱いにどのような変化をもたらすかを整理し、確保・活用への示唆を示す。

1. パリ協定 6 条 2 項の基本枠組みと運用本格化

本章ではまず、パリ協定 6 条の運用本格化に至る経緯を概観した上で、特に 6 条 2 項について、その基本的枠組みと、国際的に移転される緩和成果の役割及び位置づけを整理する。

締約国会合における主な経緯と運用本格化

パリ協定 6 条は、気候変動への対応における締約国間の国際協力を可能にし、開発途上国への資金支援などを促進する仕組みである。これが適切に機能すれば、限界削減費用 (GHG 排出量を削減するために必要となる追加的な費用) が低い地域から効率的に排出削減が進むことで世界全体での削減が進展し、パリ協定の目標達成に貢献することが期待される。同条が定める国際協力の枠組みは、協力的アプローチ (2 項、後述)、国連管理型メカニズム (4 項)、非市場アプローチ (8 項) の 3 つの柱から構成され、2 項および 4 項は市場メカニズム (各国主導型、国連管理型)、8 項は市場に依存しない枠組みに対応している。

図表 1 パリ協定締約国会合 (CMA) における第 6 条 2 項に関する主な決定事項

年	会合名	ポイントと主な決定事項
2021	CMA3	【運用ルールの確立】 相当調整、ITMOsの定義、参加要件
2022	CMA4	【運用ルールの具体化】 報告枠組み、追跡、審査の整備
2023	CMA5	【論点整理 (継続)】 (技術的合意に至らず)
2024	CMA6	【制度の実装と運用】 承認、報告、登録簿運用の明確化
2025	CMA7	【運用状況の検証】 不整合の確認と制度改善の方向性

(出所) United Nations Framework Convention on Climate Change, “Decision 2/CMA.3: Guidance on cooperative approaches referred to in Article 6, paragraph 2, of the Paris Agreement”, Annex, in *Report of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement on its third session, held in Glasgow from 31 October to 13 November 2021*, 2022/3/8, pp.15-24、他、各 CMA 決定文書より大和総研作成

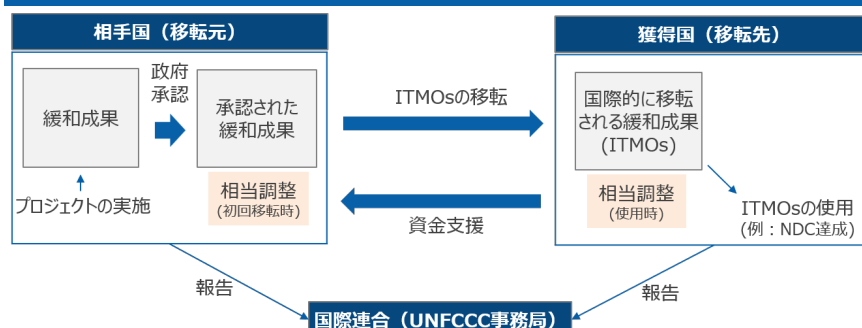
こうした枠組みは、2021 年に英国グラスゴーで開催された COP26 (国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議)・CMA3 (パリ協定第 3 回締約国会合) において実施指針が合意されて以降、その具体化が段階的に進められてきた (図表 1)。2024 年にアゼルバイジャンのバクーで開催された COP29・CMA6 では、政府承認、報告、登録簿 (後述) の運用等に関する詳細ルールが明確

化され、本格運用に向けた環境が整った。さらに、2025 年の COP30・CMA7 では、国際的な報告・審査の枠組み（後述）の運用が進展する中で、制度運用上の課題も明らかになった。

パリ協定 6 条 2 項の基本的枠組み

パリ協定 6 条の枠組みの中で、本稿で扱う 2 項（協力的アプローチ）は、各国が自発的に協力し、実現した排出削減・吸収の成果（以下、緩和成果）を、国境を越えて移転できる枠組みである（図表 2）。同成果は、全ての締約国に 5 年ごとの提出・更新義務が課される GHG 削減目標である NDC（Nationally Determined Contribution、国が決定する貢献）の達成などに活用される。

図表 2 6 条 2 項（協力的アプローチ）の枠組み



（出所）United Nations Framework Convention on Climate Change 公式サイト [Article 6.2](#)（最終閲覧日：2026 年 6 月 22 日）、他、各種資料より大和総研作成

この枠組みの下では、緩和成果を ITMOs（Internationally Transferred Mitigation Outcomes、国際的に移転される緩和成果）として移転・使用するためには、相手国政府による承認が前提となる（3 章参照）。承認された緩和成果は、初回移転²時に相当調整が適用されることで、ITMOs として国際的に追跡・管理される（2 章参照）。これは、各国の排出量計上において、移転される緩和成果の量を、移転元国が排出量へ加算し、移転先国が使用時に排出量から減算する措置であり、これにより同一の削減量を複数国で計上すること（二重計上）が回避される。このような基本的な枠組みを踏まえ、次章では、相当調整を伴う ITMOs が、国際連合（国連）への報告・審査を通じてどのように取り扱われるかを示す。

2. ITMOs の信頼性を支える国連への報告・審査

本章では、二重計上を回避する相当調整を前提に、ITMOs の承認・移転・使用等に関する情報が、国連への報告、国連のプラットフォームへの集約、技術専門家審査（TER）を通じてどのように確認され、ITMOs の信頼性を支えているかを概観する。

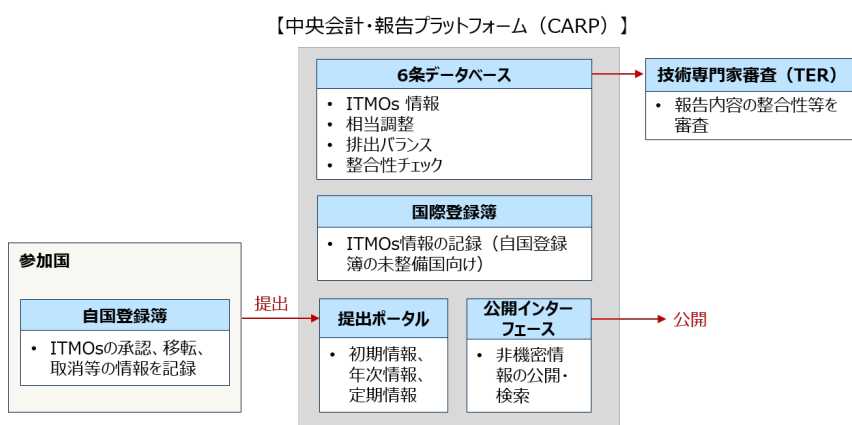
² NDC 達成への使用を目的とする場合は最初の国際移転、それ以外の国際的な緩和目的（OIMPs: Other International Mitigation Purposes）の場合は、承認・発行・使用・取消のいずれか（当該国が指定）。

統一様式による国連報告と ITMOs 情報の比較可能性の確保

協力的アプローチに参加する各締約国（以下、参加国）は、NDC の実施期間において、ITMOs に関する情報を一貫して追跡・記録するため、国別登録簿（ITMOs の情報を管理する口座システム）を整備することが求められている。こうした追跡・記録は、相当調整を含む計上・報告の整合性を確認する前提となる（自国登録簿が未整備の国には、国連が国際登録簿を提供）。登録簿では、ITMOs に一意の識別子が付され、元となる緩和成果まで遡って追跡できる仕組みとなっている。

参加国には、登録簿に記録された内容やその他関連情報に基づき、国連への各種報告の提出が求められる³（図表 3）。具体的には、参加国は ITMOs の承認時までに初期報告を提出し、参加要件を満たしていることや相当調整の適用方法等を報告する。その後、ITMOs の承認や移転等に関する情報を、共通様式に基づく年次情報として毎年報告するとともに、協力的アプローチの実施状況や相当調整に関する定期情報を、隔年透明性報告書（BTR：Biennial Transparency Report）⁴の付属書として提出する。これにより、各国の報告内容の比較可能性が確保される。

図表 3 国連のプラットフォームを介した ITMOs 情報の報告・集約・公開



（注）構成要素および矢印は網羅的でない

（出所）United Nations Framework Convention on Climate Change, “Functional requirements for the centralized accounting and reporting platform and the Article 6 database Version 01.0”, 2023/06/02, pp13-15、同公式サイト [Centralized Accounting and Reporting Platform \(CARP\)](#)（最終閲覧日：2026年6月22日）より大和総研作成

国連のプラットフォームによる ITMOs 情報の集約・整合性確保

ITMOs 情報の記録・集約・報告および公開を支える基盤として、中央会計・報告プラットフォーム（CARP: Centralized Accounting and Reporting Platform）が設けられ、現在は暫定プ

³ United Nations Framework Convention on Climate Change, [Centralized Accounting and Reporting Platform \(CARP\)](#), “Article 6.2 Reference manual for the accounting, reporting and review of cooperative approaches Version 3”, April 2025, pp.12-67.

⁴ パリ協定 13 条で定められた「強化された透明性枠組み（ETF: Enhanced Transparent Framework）」の下、全ての締約国には 2 年ごとに、NDC の進捗状況など含む当該報告書の提出が求められる。

プラットフォームとして運用されている⁵。主な要素としては、6条データベース、国際登録簿⁶、提出ポータル、公開インターフェースが挙げられる（前掲図表3）。

前述の各種報告は、参加国政府がこのCARPの提出ポータルを通じて提出することが求められる。このうち、前述の年次情報は6条データベースに記録・集約され、自動的な整合性チェックを通じて、相当調整に関する情報を含む報告間の不整合等が確認される。結果はCARPを通じて公開され、不整合があれば各国の修正・再提出を経て是正される。

このように、相当調整を含むITMOsに関する情報は、登録簿での追跡、CARPを通じた国連への報告、6条データベースでの集約・自動整合性チェック（年次情報）を通じて、各国報告間の不整合を確認する基礎となる。

国連の審査による検証・信頼性の確保

上記に加え、初期報告/定期情報等の内容は国連の技術専門家審査（TER：Technical Expert Review）により検証される（図表4）。審査では、6条データベースによる自動チェック結果を前提としつつ、実施指針との整合性に加え、報告内容の正確性・完全性・一貫性や、自国の各報告間および他国の報告との整合性が検証される。不整合が確認された場合には改善勧告が提示され、各国は次回報告での修正が求められる。さらに、審査結果や不整合の有無などがCARPの公開インターフェースを通じて公開されることで、ITMOsの使用状況や対応の透明性が確保される。

図表4 パリ協定6条における技術専門家審査（TER）のプロセス

	ステップ	主な内容
1	提出・受理チェック	参加国が報告（情報）を提出し、事務局が形式や基本的な不足を確認
2	TER準備	事務局が参加国とTERの日程を調整し、専門家チーム（TERチーム）を編成
3	初期確認	TERチームが情報の基本的な整合を確認し、不明点等を事前質問
4	TER審査	TERチームが内容を確認し（必要に応じ追加情報を要請）、整合性等の観点で検証
5	ドラフト・コメント	TERチームが報告書案を参加国に提示し、参加国が内容に対してコメントを提出
6	最終報告・公表	TERチームが最終報告を確定し、事務局がCARPで公表

（出所）United Nations Framework Convention on Climate Change 公式サイト [Article 6 Technical Expert Review](#)（最終閲覧日：2026年6月19日）より大和総研作成

こうした報告、整合性チェック、審査・公開の仕組みが、相当調整を含む各国の計上処理の透明性を高め、ITMOsの信頼性を支える基盤となっている。ただし、制度の運用はなお初期段階にあり、実際の審査では複数の不整合や改善点が指摘されている。このため、ITMOsの信頼

⁵ United Nations Framework Convention on Climate Change, “Functional requirements for the centralized accounting and reporting platform and the Article 6 database Version 01.0”, 2023/06/02, pp. 7-8, 同公式サイト [Centralized Accounting and Reporting Platform \(CARP\)](#)（最終閲覧日：2026年6月22日）

⁶ United Nations Framework Convention on Climate Change, “[Development of Paris Agreement Article 6 registry infrastructure begins](#)”, 2026/01/23.

性は、報告・審査を通じた継続的な是正を伴って確保されるものといえる。

3. 承認条件に伴う ITMOs 使用の柔軟性の制約

本章では、承認時に用途や有効期間、相当調整を含む計上の取扱い等が特定されることにより、ITMOs の信頼性や予見可能性が高まる一方で、用途変更や利用時期の調整にどのような制約が生じるかを考察する。

相手国政府による承認と使用条件の特定

6条2項における相手国政府による承認は、協力的アプローチ、ITMOs および主体に関して行われる。この承認では、ITMOs を識別・追跡するための情報に加えて、用途、有効期間、初回移転、変更条件など、使用範囲や相当調整を含む計上の取扱いに関わる要素が、承認内容として特定される（図表5）。

図表5 相手国政府による承認内容の構成と分類

識別/ 登録	CARPから取得した当該協力的アプローチの固有識別子（利用可能な場合）
	ITMOsの追跡および記録のために、当該参加国が保有またはアクセス可能な登録簿の特定
	基礎となる規制、枠組み、基準または手続における関連登録簿の特定であって、 (1) 緩和成果を含む、または参加国によるその算定に情報を提供するもの、かつ (2) 基礎となる緩和活動および成果の状況ならびに事業体による参加および取引を（該当する範囲で）透明性のある形で追跡するもの
参加主体	承認の対象となる参加国および/または事業体の名称（把握されている場合）
ITMOs の属性	ITMOsの数量（該当する場合）
	承認の対象となるピンテージ（発生年）
	承認の対象となる測定指標および測定単位または換算方法、ならびに対象とするGHG
適用範囲	対象となるセクター（該当する場合）
	対象となる活動の種類および/または活動内容（該当する場合）
使用条件	承認の対象となる用途
	承認の日付および有効期間（参加国が指定する初回移転に関連して、緩和成果が発行される、または使用もしくは取消される最終日を含む（該当する場合））
	参加国が指定する緩和成果の初回移転に関する特定
制度運用	当該協力的アプローチを支える基礎となる規制、枠組み、基準または手続（方法論含む）の特定、またはそれらへの相互参照
	承認の変更が生じ得る場合には、そのような変更が生じ得る状況に関する情報、および二重計上を回避する形でそれらを管理するための手続の説明

（注）本分類および分類名は、筆者による。

（出所）United Nations Framework Convention on Climate Change, “Decision 4/CMA.6: Matters relating to cooperative approaches referred to in Article 6, paragraph 2, of the Paris Agreement”, in *Report of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement on its sixth session, held in Baku from 11 to 24 November 2024*, 2025/3/27, pp.16-17 より大和総研作成

以上のように、承認の段階において、ITMOs の使用主体や用途、初回移転の時点、承認後の

変更条件などが明確化される。承認内容を変更する場合も、あらかじめ定められた条件・手続に従い、当初の承認内容との整合性を確保する必要がある。ただし、既に初回移転済みの緩和成果には、特段の定めがない限り当該変更は適用されない。

承認条件による使用の柔軟性の制約

このような承認時における条件の明確化は、ITMOs の使用に関する予見可能性を高める一方で、承認時に定められた用途や期間の範囲内（設定されている場合）での使用が基本となるため、用途変更や利用時期の調整といった柔軟な運用は一定程度制約される。用途が限定される場合には、当該用途以外の需要には対応しにくくなり、流通範囲が制約される可能性がある。

例えば、国内の排出量取引制度等における履行手段として ITMOs が用いられ、その使用目的が NDC 達成に限定されて承認される場合がある。その後、国内制度での利用見込みが変化しても、承認時に用途が限定されていれば、CORSIA (Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation)⁷対応等の他用途に転用することは容易ではない。

また、承認において使用または取消の最終日が定められている場合には、当該期限後に使用・取り消しすることは難しくなる可能性がある。

4. 相手国政府の承認に依存する供給の不確実性

本章では、相手国政府の承認を前提とする ITMOs の供給について、相手国の政策判断や制度運用により、供給の成立・量・時期にどのような不確実性が生じうるかを考察する。

政府承認が介在する ITMOs の供給構造

緩和成果が ITMOs として移転・使用されるには、相手国政府による承認が前提となる。企業がプロジェクトを通じて緩和成果を創出しても、相手国政府の承認が得られず ITMOs として移転・使用できない場合や、承認内容により移転・使用できる量が限定される場合がありうる。また、承認までに時間を要することも想定される。

以下では、こうした不確実性を、相手国政府の政策判断に起因するものと、制度整備や手続の運用に起因するものに分けて整理する。

政策判断による不確実性

ITMOs の供給に不確実性を生じさせる要因の一つは、相手国政府の NDC 達成見通しや政策判

⁷ 国際民間航空のためのカーボンオフセットおよび削減制度。

断である。相手国政府は、自国の NDC 達成との整合性等を踏まえて承認を行う。これは、特定国で実際に確認された事象を前提とするものではなく、相手国政府の承認を要する仕組みから生じうる不確実性として整理するものである。例えば、相手国において NDC 達成の見込みが低下した場合、緩和成果を国外に移転する判断は慎重になりやすい。極端な場合には、創出された緩和成果の国内使用が優先され、ITMOs としての供給が抑制される可能性がある。

また、政権交代等を契機にエネルギー政策や気候変動対策の優先順位が変わる場合には、承認対象となる分野や、国外移転を認める量・時期が見直される可能性がある。特に、相手国が特定の技術を NDC 達成や産業政策上重要な分野として位置づける場合、その分野の緩和成果は国内での使用が優先され、国外移転の対象として承認されにくくなることも想定される。このように、相手国の政策判断次第で、承認の時期や範囲が変わる不確実性がある。

制度整備・手続運用に関する不確実性

政策判断とは別に、制度の整備・手続運用の進捗も、ITMOs の供給の不確実性をもたらす要因となる。6 条 2 項の実施には、各国における承認体制、ITMOs の追跡・登録簿、国連への報告対応などが必要となるが、各国の整備状況には差がある⁸。相手国における制度整備の進捗や担当機関の運用状況によって、承認から初回移転、国連報告に至る一連の手続の見通しや時期は左右されうる。また、相手国において承認権限や実務手順の明確化が途上にある場合には、案件ごとの対応に時間を要し、手続の長期化につながる可能性がある。さらに、報告・審査の過程で情報の不足や不整合が確認された場合には、修正対応が必要となり、供給時期に影響しうる。こうした制度運用上の課題は、主として供給時期の見通しに影響を及ぼす要因となる。

5. 6 条 2 項の運用本格化が JCM クレジットに与える影響

本章では、これまで述べたパリ協定 6 条 2 項の枠組みと制度的な特徴を踏まえ、その運用本格化が JCM クレジットの位置づけに与える影響について、国際的な信頼性の向上と、企業による確保・使用上の留意点の双方から概観する。

二国間制度を基盤とした国際的な透明性・整合性の向上

JCM はこれまで、二国間文書（JCM の構築に関する協力覚書）および日本国 JCM 実施要綱等に基づき、二国間で運用されてきた。具体的には、両国政府の代表者から構成される合同委員会が、第三者機関による検証結果を踏まえて JCM クレジットの発行量を決定し、その発行通知に基づき、各国政府が通知された量のクレジットを発行する仕組みであった。

⁸ Institute for Global Environmental Strategies, “[The Paris Agreement Article 6 Implementation Status Report: 2025 Edition](#)”, October 2025, pp.13-26.

6条の実施ルール具体化以降、日本政府は2025年にJCMを6条2項に基づく協力的アプローチの一つとして承認し⁹、これに対応する国内制度・運用体制の整備を進めてきた。2025年4月にはJCMが法制化¹⁰され、JCM制度運営等を一元的に担う日本政府指定JCM実施機構（JCMA: JCM Implementation Agency）も発足した。あわせて、相手国政府との間では、二国間文書や関連するルール・ガイドライン類について、6条2項に沿った策定・見直しが順次進められている。これにより、JCMは従来の二国間制度を基盤としつつ、6条2項に沿って国際移転を行うための制度基盤を整えつつある。

この枠組みの下では、合同委員会が引き続きJCMクレジットの発行量等を決定する一方、日本側に移転・使用されるクレジットは、相手国政府の承認と相当調整を前提に、ITMOsとして扱われる。ITMOsに関する情報は国連への報告・審査・公開の枠組みに入ることによって、JCMクレジットの透明性が高まり、各国のGHG排出量計上との整合性の確認が可能となる。このような仕組みにより、JCMクレジットは国際ルールに基づく信頼性を備えたクレジットとして位置づけられる。

実際、2025年にはタイとモルディブの案件、2026年にはパラオの案件で、日本政府が取得するJCMクレジットがITMOsとして日本国JCM登録簿の政府保有口座に発行されている¹¹。タイとモルディブについては、JCM由来のITMOsに関する年次情報が国連に提出され、CARP上で確認可能となっており¹²、JCMクレジットが国際的な報告枠組みの下で扱われ始めている。

実務上の留意点とJCMクレジット確保の不確実性

JCMの6条2項への適合はJCMクレジットの信頼性を高める反面、企業が確保・使用する際には、従来以上に相手国の承認方針や制度整備状況を確認する必要がある。日本側に移転・使用されるJCMクレジットは、合同委員会による発行量等の決定に加え、ITMOsとしての移転・使用に関する相手国政府の承認を前提とする。このため、相手国側の承認手続、登録簿運用、国連報告・審査への対応が整わなければ、確保時期に影響が及ぶ可能性がある。また、相手国のNDC達成見通しや制度運用の状況によって、日本側に移転できる時期や量が変わることも考えられる。

こうした不確実性を低減するため、民間資金を中心とするJCM（民間JCM）¹³では、プロジェクト登録前にクレジット配分を含む事業概要書（PIN: Project Idea Note for JCM Project）を提出し、合同委員会で異議の有無を確認する手続の導入が進められている。PINを通じて、

⁹ 環境省「[Authorization of the JCM as a cooperative approach](#)」（31 March 2025）

¹⁰ 2025年4月1日、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行され、JCMは改正後の同法、同法施行令および関係省令に基づき実施。日本国JCM実施要綱は同年3月31日付で廃止された。

¹¹ 例えば、環境省「[二国間クレジット制度（JCM）における3件目のパリ協定に沿ったクレジット（ITMOs）の発行について（パラオ共和国）](#)」（2026年6月4日）

¹² United Nations Framework Convention on Climate Change 公式サイト [Reports](#)（最終閲覧日：2026年6月22日）

¹³ 依田宏樹「[動き始めた民間主体の二国間クレジット制度（JCM）](#)」（大和総研レポート、2026年5月19日）参照。

クレジット配分や相手国 NDC への貢献等を事前に説明することで、相手国政府が案件を早期に認知し、将来的な配分等に関する予見可能性を高める効果が期待される。

もともと、PIN 手続によって不確実性が完全に解消されるわけではない。合同委員会で PIN への異議がなく、相手国政府に案件が認知された場合でも、クレジットの確保時期や量にはなお不確実性が残る。特に、相手国側の制度整備や行政手続が十分に進まなければ、クレジット取得が遅れる可能性がある。実際、6 条 2 項の実施状況に関する調査では、100 締約国のうち、承認と追跡の双方の枠組みを整備済みの国は 14 カ国、初期報告を提出済みの国は 23 カ国にとどまり、協力的アプローチの実施体制はなお整備途上にある（2026 年 6 月 15 日時点）¹⁴。国によって PIN 提出手続や制度運用の成熟度には差があるため、案件ごとの確認が重要となる。

また、6 条 2 項に沿って ITMOs として移転・使用すると、その運用は相手国政府による承認内容の範囲に一定程度制約されるため、使用条件の変更等の柔軟な運用は難しくなる。ただし、使用条件のうち用途に関しては、政府のガイダンス¹⁵を通じて、日本側に配分される JCM クレジットは我が国 NDC 達成への活用が求められている。実務上は当面、他用途への転用可能性よりも、GX-ETS（排出量取引制度）や GHG 排出量算定・報告・公表（SHK）制度を含む、日本の NDC 達成に資する国内制度上の活用を念頭に置くことになると考えられる。

このように、6 条 2 項への適合により、JCM クレジットは国連報告・審査を通じて国際ルールに基づく信頼性を備えたクレジットとして位置づけられる。一方、事業概要書による事前照会や合同委員会での配分・発行量決定は、案件形成の予見可能性を高めるものの、クレジットの確保を確定させるものではない。相手国政府の承認方針や制度整備の状況によって、取得できる時期や量にはなお不確実性が残るため、企業には、取得時期や量に一定の幅が生じることを考慮した投資・調達判断が求められる。

-以上-

¹⁴ Paris Agreement Article 6 Implementation Partnership, [Implementation Status of Article 6.2 Guidance](#), 2026/6/15.

¹⁵ 環境省、経済産業省、農林水産省、外務省、日本政府指定 JCM 実施機構 (JCMA) 「[民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンス \(2026 年改定版\)](#)」 (2026 年 5 月)
